

特別市の法制化に反対する意見書

近年、指定都市市長会は、道府県から独立する特別市の法制化を目指す運動を活発に展開し、国の第34次地方制度調査会でも本格的な議論が行われている。しかし、道府県に包含されない一層制の自治体である特別市が、大都市制度の選択肢の一つとして実現し、指定都市域内の権限や税財源の全てが移譲されれば、指定都市以外の市町村には大きな影響を及ぼすこととなる。

これまで一体的に行われてきた医療、教育、広域的なインフラ整備や水源環境保全等の住民サービスや調整機能について、資源の偏在する指定都市が特別市となった場合、残された他の市町村では、住民にとって必要不可欠なサービスの維持・確保が困難となることが予想される。また、災害対応や警察事務などの住民の命や財産を守るための広域行政事務についても、地域の分断による悪影響を受ける懸念があり、看過できない。

さらに、最も核心的な問題は、財政面である。指定都市が、不足する税財源を財政状況の厳しい同じ地方から奪うことで、特別市に税財源が集中すれば、東京一極集中と同じような構造が全国各地で生まれ、ヒト・モノ・カネが大都市へより一層集中することで、それ以外の地域で人口減少や社会活動の縮小につながることは明らかであり、残された市町村は成り立たなくなる。

このようなことから、極めて大きな課題や懸念のある特別市は認められない。

よって、本市議会は、特別市の法制化に反対するとともに、国に対し、持続的かつ最適な行政サービスを提供していくための地方制度改革について、十分な議論を尽くすよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月30日

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣殿
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（地方創生）

座間市議会議長 松橋淳郎